消防水利開発補助金交付要綱

東　京　消　防　庁

消防水利開発補助金交付要綱

（目　　的）

第１条　この要綱は、東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）第５条に基づき、特別区内における消防水利施設の設置促進のための補助金交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象）

第２条　都民又は事業者が、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２１条第１項の規定に基づく指定水利として、次の各号に定める消防水利施設を設置した場合は、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

⑴ 建築物の基礎ばりを利用して設置する消防専用水槽（以下「地中ばり水槽」という。）

⑵ 消防法に基づき設置される消防用設備等の水源と兼用する水槽（以下「兼用水槽」という。）

⑶ 受水槽等に設置する消防用導水装置（以下「導水装置」という。）

⑷ その他消防総監が必要と認める消防水利施設（以下「その他の水利施設」という。）

２　前項の都民又は事業者が次の各号に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の対象としない。

⑴ 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）

⑵ 暴力団（暴排条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

⑶ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。

（構造基準）

第３条　前条各号に定める消防水利施設は、別に定める「消防水利施設構造基準」（以下「構造基準」という。）に適合するものでなければならない。

（補助金額）

第４条　第２条の規定による補助金の額は、消防水利施設の設置事業（以下「補助事業」という。）に要する経費であって、予算の範囲内で、別記１に定める「消防水利開発補助金額算定基準」に基づき算定した額とする。

２　補助事業に要する経費が前項の算定した額を下回るときは、当該経費をもって補助金額とする。

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第１号「令和〇〇年度消防水利開発補助金交付申請書」により東京都知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

２　前項の申請書には、別記様式第２号「補助事業に要する経費内訳書」、別記様式第１０号「誓約書」及び別記２に定める「補助金申請添付書類」を添付するものとする。

（補助金の交付決定）

第６条　知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、その結果設置基準に適合するものと認めたときは補助金の交付を決定し、別記様式第３号「令和〇〇年度消防水利開発補助金の交付決定について（通知）」により当該申請者に通知するものとする。

（実施期間）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定の日の属する会計年度の末日までに補助事業を完了しなければならない。

（検　　査）

第８条　補助事業者は、補助事業を遂行するに当たり、別記３に定める「補助事業に係る検査」を受けなければならない。

（補助事業の変更）

第９条　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別記様式第４号「〇〇年度消防水利開発補助事業変更承認申請書」によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

２　知事は、前項の規定による承認申請書を受理したときは、内容を審査の上別記様式第５号「〇〇年度消防水利開発補助事業変更承認書」により当該補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第10条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、１０日以内（当該会計年度の末日を越えるときは会計年度の末日までとする。）に別記様式第６号「令和〇〇年度消防水利開発補助事業実績報告書」により知事に報告しなければならない。

２　前項の実績報告書には、別記様式第７号「補助事業に要した経費内訳書」を添付するものとする。

（補助金の確定）

第12条　知事は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、当該実績報告書の審査及び現地調査を行い、その結果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、別記様式第８号「令和〇〇年度消防水利開発補助金の確定について（通知）」により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求書の提出）

第13条　補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定通知書を受理したときは、別記様式第９号「令和〇〇年度消防水利開発補助金請求書」により知事に補助金の交付を請求するものとする。

（消防水利の指定の承諾）

第14条　補助事業者は、補助事業完了後、消防法第２１条第１項の規定に基づく消防水利の指定を承諾するとともに、その後の維持管理をしなければならない。

（決定の取消し）

第15条　知事は、補助事業が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を

取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

⑷　交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第16条　知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第17条　補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合には、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を、また、当該補助金を前条で定める期限までに納入しなかった場合には、その期限の翌日から納付までの日数に応じ、その未納金額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を納付しなければならない。

（財産の処分）

第18条　補助事業者は、この補助により取得した消防水利施設を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保に供しようとするとき、又は廃止若しくは使用不能の状態にするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

⑴　地中ばり水槽及び兼用水槽にあっては３５年

⑵　導水装置にあっては１５年

⑶　その他の水利施設にあっては原則として５０年

（消防水利施設が共用部分となる場合の処置）

第19条　補助事業者は、この補助により取得した消防水利施設が、建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有に関する法律」という。）に基づく区分所有者の全員又は一部の共有に属することとなる場合は、当該施設を共有することになる区分所有者ごとに、第１４条で定める消防水利の指定の承諾及び施設の維持管理について事前に書面で合意を得るものとする。

２　前項の消防水利施設について第１４条で定める消防水利の指定の承諾及び維持管理を行う者は、区分所有に関する法律に基づき選任された管理者とする。

３　補助事業者は、前項の管理者が選任された場合は、所轄消防署長に報告するとともに、前項の承諾が円滑に行われるように必要な処置をとるものとする。

（申請書等の提出）

第20条　この要綱による所定の手続は、所轄消防署を経由して行うものとする。

（そ の 他）

第21条　この要綱に定めのないものについては、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）及び東京都会計事務規則（昭和３９年東京都規則第８８号）の定めるところによる。

（代　　決）

第22条　この要綱に基づく知事の権限に属する事務については、消防総監又は消防総監が別に指定する職員が代決する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１０日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年５月１５日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月２４日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年５月２５日から適用する。

別記様式第１号

令和　　年　　月　　日

東 京 都 知 事　　殿

住所
氏名
連絡先
（代理人）
住所
氏名
連絡先

令和　　年度消防水利開発補助金交付申請書

このことについて、下記により消防水利施設を設置したいので、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

項目		内容
設置場所等	所在	
	名称	
施設の概要	種別	地中ばり水槽・兼用水槽・導水装置
		その他（　　　　　）
	槽の主目的	消防専用・消防用設備等併用・雑用・飲料用・プール
		その他（　　　　　）
	容量	m^3（全水量　　　m^3）
	吸管投入口	有（　　個　）・　無
	採水口口数	有（　　口　）・　無
工事完了予定年月日		令和　　年　　月　　日
補助事業に要する経費		円

（注）１　種別、槽の主目的及び吸管投入口の欄については、該当するものに○印を付ける。
２　容量の欄にあっては、有効水量を記入し、（　　）内には他用途と兼用する場合にその全水量を記入すること。

別記様式第２号

補 助 事 業 に 要 す る 経 費 内 訳 書

名　　称	数　量	単位	単　価	金　額	備　考

別記様式第３号

東消防水第　　　　　号

住所

氏名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった補助事業の施行に要する経費に係る補助金を下記により交付することが決定したので通知する。

令和　　年　　月　　日

東京都知事

記

１　補助金額

２　補助金交付対象事業等

この補助金の交付の対象事業及び内容は、申請のあった補助事業のとおりとする。

３　補助条件

(1)　この補助事業は、交付決定の日の属する会計年度の末日までに完了しなければならない。

(2)　補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ東京都知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。

(3)　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4)　補助事業者は、補助事業の完了後１０日以内又は当該会計年度の末日までに速やかに実績報告を提出しなければならない。

(5)　補助事業者は、補助事業完了後、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２１条第１項の規定に基づく消防水利の指定を承諾するとともに、その後の維持管理を行わなければならない。

(6)　補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）に基づく区分所有者の全員又は一部の共有に属することとなる場合、当該施設を共有することになる区分所有者ごとに、前項の消防水利の指定の承諾と維持管理に関して事前に書面で合意を得ておかなければならない。

(7)　補助事業者の行為が次の各項目の一に該当するときは、補助事業を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

ア　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

エ　交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(8)　補助事業者は、前(7)により補助金の返還を命ぜられたときは当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を、当該補助金を納付すべき日までに納付しなかったときは、納付すべき日の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、その未納金額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。

(9)　補助事業者は、この補助により取得した消防水利施設を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保に供しようとするとき又は廃止若しくは使用不能の状態にするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該補助事業に係る施設にあっては、確定通知の日から（１５、３５、５０）年を経過した場合はこの限りでない。

(10)　補助事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定後１４日以内に申請の撤回をすることができる。

別記様式第４号

令和　　年　　月　　日

東 京 都 知 事　　殿

住所

氏名

連絡先

（代理人）

住所

氏名

連絡先

年度消防水利開発補助事業変更承認申請書

年　　月　　日付　　東消防水第　　　号をもって交付の決定を受けた補助事業を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

１　変更理由

２　変更内容

別記様式第５号

東消防水第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

東京都知事

年度消防水利開発補助事業変更承認書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった補助事業の変更については、下記により承認する。

記

別記様式第６号

令和　　年　　月　　日

東　京　都　知　事　　　殿

住所
氏名
連絡先
（代理人）
住所
氏名
連絡先

令和　　年度消防水利開発補助事業実績報告書

令和　　年　　月　　日付　　東消防水第　　　号により交付の決定を受けた補助事業が完了したので、下記により報告します。

記

項　　目	内　　容	
完了日	令和　　年　　月　　日	
経費等	補助事業に要した経費	交付決定を受けた補助金額
	円	円

別記様式第７号

補助事業に要した経費内訳書

名　　　　称	数　　量	単位	単　　　価	金　　　額	備　　　考

別記様式第８号

東消防水第　　　　号

令和　　年　　月　　日

東京都知事

令和　　年度消防水利開発補助金の確定について（通知）

令和　　年　　月　　日付　東消防水第　　　号で交付を決定した補助金については、下記のとおり交付額が確定したので通知する。

記

補助金の交付額								

別記様式第９号

令和　　年　　月　　日

東 京 都 知 事　　殿

住所
氏名
連絡先
（代理人）
住所
氏名
連絡先

令和　　年度消防水利開発補助金請求書

令和　　年　　月　　日付　　東消防水第　　　号で交付の確定があった下記の補助金について交付されたく請求します。

記

補助金の請求額

〔注〕金額の頭初には、￥を記入すること。

別記様式第10号

誓　約　書

東 京 都 知 事　　殿

　消防水利開発補助金交付要綱の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

　また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第１５条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱１６条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

　あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　　月　　日

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・　暴力団員を雇用している者
- ・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記１

消防水利開発補助金額算定基準

第１　補助範囲

補助金額を算定するに当たって、補助対象別にみた場合の補助範囲は、次のとおりとする。

１　地中ばり水槽･兼用水槽の場合

標記の水槽を設置することにより、新たに生じた工事の増加部分を補助範囲とし、次の項目とする。

(1)　土工事

ア　根切及び埋戻し費

イ　残土処分費

ウ　割栗又は砂利地業費

エ　その他

(2)　本体工事

ア　コンクリート工事費

イ　鉄筋工事費

ウ　型枠工事費

エ　防水工事費

オ　マンホール鉄蓋据付工事費

カ　通水口及び通気口設置費

キ　その他

(3)　諸経費

(4)　設計費

(5)　水道料金

水槽への充水分

(6)　消費税相当額

２　導水装置の場合

導水装置を設置することにより、新たに生じた工事の増加部分を補助範囲とし、次の項目とする。

(1)　導水装置設置工事

ア　採水口工事費

イ　導水管工事費

ウ　通気管工事費

エ　防食工事費

オ　穴補修費

カ　その他

(2)　諸経費

(3)　設計費

(4)　消費税相当額

３　その他の水利施設の場合

その他の水利施設にあっては、前１及び２に準じて算定する。

第２　補助金額の算定

１　補助金額の構成は、次のとおりとする。

２　補助金額の算定に当たっては、東京消防庁の基準による。
なお、合計額で1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

３　兼用水槽の補助金額算定は、原則として純工事費を目的別水量の比率に応じて按分する。
なお、その他の水利施設において当該水槽が複数用途の場合は、兼用水槽と同様に算定する。

別記２

補助金申請添付書類

第１　申請添付書類

１　地中ばり水槽

(1)　建築確認通知書の写し（鑑のみ）

(2)　案内図及び配置図

(3)　水源の容量計算書（他の図面等に盛り込んでも差し支えない。）

(4)　水槽設置直上階の平面図

(5)　水槽の平面詳細図（防水仕様を明記すること）

(6)　水槽の断面詳細図（防水仕様を明記すること）

(7)　基礎伏図

(8)　基礎、地中ばり及び断面リスト（地中ばり水槽の設置に伴い変更になった場合は、変更前と変更後を記入）

(9)　構造図（対象部分のみ）

(10)　配筋図（対象部分のみ）

(11)　数量計算書（対象部分のみ）

(12)　その他必要な図面等（仮設工事の図面等）

２　兼用水槽

前１に同じ。ただし、消防用設備等の配管等についても記入されていること。

３　導水装置

(1)　建築確認通知書のある場合はその写し

(2)　案内図及び配置図

(3)　水源の容量計算書（他の図面等に盛り込んでも差し支えない。）

(4)　配管系統詳細図（平面及び断面）

４　その他の水利施設

前１、２及び３に準じた書類とする。

第２　申請上の留意事項

１　前第１において、消防水利施設が重複する場合には申請添付書類のうち重複する図面等は省略して差し支えないものであること。

２　添付書類は、日本産業規格Ａ列４番（以下「Ａ４」という。）とすること。

３　図面等が前２により難い場合は、Ａ４に折り込むこと。

４　図面等には、消防水利施設の位置及び当該消防水利施設を設置するに当たり、新たに生じた工事部分が分かるように明示すること。

５　その他

(1)　申請者の印鑑証明書　（法人にあっては、代表取締役等のもの）

(2)　申請者が代理人をたてる場合は、双方の印鑑証明書及び委任状

別記３

補助事業に係る検査

第１　検査項目

検査は、補助対象により、次の項目について実施する。

１　地中ばり水槽・兼用水槽

(1)　配筋検査

位置・寸法及びコンクリートかぶり厚さ等について検査する。

(2)　中間検査

水槽内部を型枠脱型の状態で、通水口及び通気口の状況・打継ぎ部分等からの漏水の有無・他用途配管の有無等について検査する。

(3)　完成検査

防水措置の状況及び設計どおり完成しているか検査する。

(4)　水張検査

充水後、減水状況について検査する。（２、３日経過後の状況を確認する。）

(5)　消防水利標識の検査

標識の設置位置、構造、仕様について検査する。

２　導水装置

(1)　完成検査

採水口の取付け状況及び通気管の設置状況等設計どおり完成しているか検査する。

(2)　吸水試験

標準ポンプ車により吸水し、吸水時間及び放水量等について検査する。

３　その他の水利施設

その他の水利施設にあっては、前１及び２に準じて検査する。

第２　検査員

東京消防庁の職員とし、工事責任者立合いのうえ実施する。